

# 公示送達書

下記の者については、住所等が不明であり、下記の書類が送達できないので町長がこれを保管し、送達を受け  
るべき者の住所が判明次第いつでも交付します。

地方税法第20条の2の規定に基づき公示送達をします。

那須町告示第 145 号

令和 8年 6月24日

栃木県那須郡那須町長

平山 幸宏

令和 8 年度町民税・県民税納税通知書兼決定通知書

角田 正明

DUANGKHAM THANAKON

THONGMANY XEUN

SANBA LIMBU BHABINA

NGUYEN THI HOAI THIEN

柳沼 五郎

太田 光泰

谷合 鶴子

小島 鎮

小家山 隆子